

大滝ダム貯水池斜面对策検討委員会

規約

(名称)

第1条 本会は大滝ダム貯水池斜面对策検討委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、大滝ダム貯水池斜面の再評価の結果、貯水した場合の斜面安定性の低下が大きいことが認められ、地すべり対策の必要性が確認された大滝地区ならびに迫地区の貯水池斜面において、安全を確保するための地すべり対策及び貯水時の監視体制などについて、検討を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員により構成する。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。
2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
3 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議の運営)

第5条 委員長は、会議の議長となり、議事を処理する。

(設置期間)

第6条 委員会は、第2条に規定する目的を達成した時点で解散する。

(雑則)

第7条 委員会の運営及び審議に必要な資料の作成等、庶務は紀の川ダム統合管理事務所が行う。
2 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附則 この規約は、平成18年11月5日から施行する。